

刊行物著作権取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）が刊行する刊行物（以下「刊行物」という。）に係る著作物に関し必要な取扱いを定め、もって当該取扱いの明確化を図ることを目的とする。

(著作権の帰属)

第2条 要覧、年報その他別に定めるもの以外の刊行物の著作権は、その著述した部分につき、著述した者に帰属するものとする。

(著作権が著述した者に帰属する著作物の利用の許諾の取扱い)

第3条 刊行物のうち著述した者に帰属する著作権は、別に定める著作物利用許諾書を当該著述した者が提出することにより農研機構に対して無償にて利用の許諾が行われるものとする。

(著作権が農研機構に帰属する著作物の利用の許諾の取扱い)

第4条 刊行物のうち農研機構が有する著作権については、著述した者に対して自ら著述した当該部分の全ての利用について許諾を行うものとする。

(利用の許諾に関する権限の委任)

第5条 理事長は、外部の者から研究所（組織規程（27 規程第139号）第5条に規定する研究所をいう。）に利用の申込みのあった刊行物に係る著作物の利用の許諾に関する権限を、それぞれ当該研究所の長に委任する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、刊行物に係る著作権の取扱いに関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15.4.1 規程第56-1号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15.10.1 規程第56-2号）

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成18.4.1 規程第56-3号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成27.4.1 27-3規程第56-4号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28.4.1 28-10規程第56-5号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元.12.23 31-19規程第56-6号）

この規程は、令和元年12月23日から施行する。

附 則（令和3.4.1 03-8規程第56-7号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6.12.20 06-18規程第56-8号）

この規程は、令和7年1月1日から施行する。